

中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針 新旧対照条文
 ○中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針（平成十七年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針 第1 (略) 第2 経営革新 1・2 (略) 3 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たって配慮すべき事項 一 国内の事業基盤の維持 国や都道府県は、海外における経営革新のための事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業が国内において本社の維持等に努めるよう促すものとする。 二 計画進捗状況についての調査 国や都道府県は、経営革新計画の進捗状況を調査し、把握するものとする。また、定期的に経営革新計画の進捗状況を事業者自ら把握することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況も把握する。 三 外部専門家の活用 国や都道府県は、経営革新計画の承認、計画進捗状況の調査、指導・助言に際しては、その事業内容、経営目標が	中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針 第1 (略) 第2 経営革新 1・2 (略) 3 経営革新の促進に当たって配慮すべき事項 (新設) 一 計画進捗状況についての調査 国や都道府県は、経営革新計画の進捗状況を調査し、把握するものとする。また、定期的に経営革新計画の進捗状況を事業者自ら把握することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況も把握する。 二 外部専門家の活用 国や都道府県は、経営革新計画の承認、計画進捗状況の調査、指導・助言に際しては、その事業内容、経営目標が

適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定経営革新等支援機関等外部の専門家の知見を活用する。

四 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国や都道府県は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営革新の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

第3 異分野連携新事業分野開拓

1 3 (略)

4 海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他異分野連携新事業分野開拓の促進に当たって配慮すべき事項

一 国内の事業基盤の維持

国は、海外における異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業が国内において本社の維持等に努めるよう促すものとする。

二 異分野連携新事業分野開拓が生まれる環境の整備

国は、柔軟なグループの形成の土壌である産業クラスター計画、産学連携、産業集積、異業種交流の促進等周辺の環境整備に努めるものとする。

適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて中小企業診断士、会計士等外部の専門家の知見を活用する。

(新設)

第3 異分野連携新事業分野開拓

1 3 (略)

4 異分野連携新事業分野開拓の促進に当たって配慮すべき事項

(新設)

一 異分野連携新事業分野開拓が生まれる環境の整備

国は、柔軟なグループの形成の土壌である産業クラスター計画、産学連携、産業集積、異業種交流の促進等周辺の環境整備に努めるものとする。

三 国として行う支援の在り方

国は、「異分野連携新事業分野開拓計画」の形成段階から事業の実施まで一貫して、重点的、集中的な支援を行うための推進機関として、有識者、地元金融機関、各支援機関等の専門知識を集結する「新連携（異分野連携新事業分野開拓の通称）支援地域戦略会議」（以下「戦略会議」という。）を各地方ブロックに設置する。

同会議の事務局には、起業経験者や金融機関、商社等の出身者などビジネス実務に精通した者をプロジェクトマネージャーとして配置し、民間活力を活用して、異分野連携新事業分野開拓計画に関する事業性についての評価を行う。有望な事業については、プロジェクトマネージャーを中核とした支援チームを組成して、事業計画の策定段階から研究開発、販路開拓等の様々な段階において、税務・法務等の専門的知見に基づく助言や技術的課題を克服するための研究機関の紹介、製品を販売につなげるための他企業とのマッチング等、事業者の立場に立った必要な支援を行うものとする。

四 異分野連携新事業分野開拓の取組の拡大

国は、都道府県や民間など幅広い主体と連携し、異分野連携新事業分野開拓の取組の拡大に努めるものとする。特に、成功事例の蓄積・紹介は、事業者全般に対して他者との連携の重要性を周知し、自発的な連携事業への取組を促す波及的効果が高いことを踏まえ、施策の効果的な広報を展開することとする。

また、戦略会議から定期的に認定事業についての情報を

二 国として行う支援の在り方

国は、「異分野連携新事業分野開拓計画」の形成段階から事業の実施まで一貫して、重点的、集中的な支援を行うための推進機関として、有識者、地元金融機関、各支援機関等の専門知識を集結する「新連携（異分野連携新事業分野開拓の通称）支援地域戦略会議」（以下「戦略会議」という。）を各地方ブロックに設置する。

同会議の事務局には、起業経験者や金融機関、商社等の出身者などビジネス実務に精通した者をプロジェクトマネージャーとして配置し、民間活力を活用して、異分野連携新事業分野開拓計画に関する事業性についての評価を行う。有望な事業については、プロジェクトマネージャーを中核とした支援チームを組成して、事業計画の策定段階から研究開発、販路開拓等の様々な段階において、税務・法務等の専門的知見に基づく助言や技術的課題を克服するための研究機関の紹介、製品を販売につなげるための他企業とのマッチング等、事業者の立場に立った必要な支援を行うものとする。

三 異分野連携新事業分野開拓の取組の拡大

国は、都道府県や民間など幅広い主体と連携し、異分野連携新事業分野開拓の取組の拡大に努めるものとする。特に、成功事例の蓄積・紹介は、事業者全般に対して他者との連携の重要性を周知し、自発的な連携事業への取組を促す波及的効果が高いことを踏まえ、施策の効果的な広報を展開することとする。

また、戦略会議から定期的に認定事業についての情報を

収集し、支援策の在り方や、指標等の見直し、産業クラスター計画等との施策の融合の実現など、新連携に関連する施策全般の不断の見直しを行い、「異分野連携新事業分野開拓」の取組の拡大を図る。

五 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じて経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、異分野連携新事業分野開拓の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

第4

1

経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の支援体制の整備
経営革新等支援業務の内容に関する事項

中小企業の経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る取組を支援するため、経営革新等支援業務を実施するに当たっては、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や中小企業に対する支援に関し、経営革新等支援業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有している者により、次に掲げる業務を行うこととする。

一 経営革新又は異分野連携新事業分野開拓を行うこととする中小企業の財務状況、事業分野ごとの将来性、キャッシュフロー見通し、国内外の市場動向等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況に関する調査・分析

収集し、支援策の在り方や、指標等の見直し、産業クラスター計画等との施策の融合の実現など、新連携に関連する施策全般の不断の見直しを行い、「異分野連携新事業分野開拓」の取組の拡大を図る。

(新設)

(新設)

二 調査・分析の結果等に基づく中小企業の経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画（経営改善計画、資金計画、マーケティング戦略計画等）の策定に係るきめ細かな指導及び助言

三 中小企業の経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画を円滑に実施するためのきめ細かな指導及び助言

2 経営革新等支援業務の実施体制に関する事項

一 経営革新等支援業務を行う者が法人である場合にあつては、その行おうとする経営革新等支援業務を長期間にわたリ継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

二 経営革新等支援業務を行う者が個人である場合にあつては、その行おうとする経営革新等支援業務を長期間にわたリ継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

三 経営革新等支援業務を行う者は、自らの規模・特性等を踏まえ、経営革新等支援業務の実施体制を構築すること。

四 経営革新等支援業務を行う者が中核となつて、実質的に人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、経営革新等支援業務を実施する体制を有していること。

3 経営革新等支援業務の実施に当たつて配慮すべき事項

一 国が配慮すべき事項

イ 国は、地域における中小企業の支援の担い手を多様化

・活性化し、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ 国は、経営革新等支援業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

ハ 国は、経営革新等支援業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ 国は、名前貸し業務や単なる窓口業務等の形骸化した経営革新等支援業務を行う認定経営革新等支援機関が生じぬよう、その業務の適正性を確保する観点から、認定経営革新等支援機関が行う経営革新等支援業務の内容について、商工会等から必要に応じ、主務大臣に報告できるように報告体制を整備するものとする。

ホ 国は、認定経営革新等支援機関に対して、政策評価の観点から、定期的に経営革新等支援業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ヘ 国は、商工会等からの報告内容、認定経営革新等支援機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定経営革新等支援機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定経営革新等支援機関の経営革新等支援業務の成果について報告を求める等により、当該認定経営革新等支援機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

ト 国は、経営革新等支援業務の実績等が乏しい経営革新等支援業務を行う者に対して、必要な研修プログラムを構築するものとする。

二 認定経営革新等支援機関が配慮すべき事項

イ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務を实

施した中小企業に対する案件の継続的なモニタリングを実施すること。

ロ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小企業を支援対象から外すことのないようにすること。

ハ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の円滑な実施の観点から、認定経営革新等支援機関相互の連携を図るとともに、外部支援機関（独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興機構等）等の知見を活用し、必要に応じてこれらの者と連携を図ること。

ニ 認定経営革新等支援機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

ホ 認定経営革新等支援機関は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達の向上を促進させることが、中小企業の財務経営力の強化に資すると判断する場合には、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨すること。

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項
独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。

第5 新技術を利用した事業活動の支援

1 (略)

2 特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項

各省各庁の長等は、特定補助金等の積極的な指定及びその中小企業者等への支出の機会の増大等に向けて、連携して取り組みこととし、本制度を効率的かつ円滑に推進するため、次に掲げる諸点について十分に配慮することとする。

一〇六 (略)

七 中小企業技術革新制度を活用する中小企業者等の研究開発課題及び当該研究開発成果等につき、当該中小企業者等に対する支援に關与する諸機関（中小企業投資育成株式会社、各都道府県等信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、ベンチャー・キャピタル、金融機関等）に対し、連絡等に努めること。

八・九 (略)

第6 (略)

第4 新技術を利用した事業活動の支援

1 (略)

2 特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項

各省各庁の長等は、特定補助金等の積極的な指定及びその中小企業者等への支出の機会の増大等に向けて、連携して取り組みこととし、本制度を効率的かつ円滑に推進するため、次に掲げる諸点について十分に配慮することとする。

一〇六 (略)

七 中小企業技術革新制度を活用する中小企業者等の研究開発課題及び当該研究開発成果等につき、当該中小企業者等に対する支援に關与する諸機関（中小企業投資育成株式会社、各都道府県等信用保証協会、中小企業金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、ベンチャー・キャピタル、金融機関等）に対し、連絡等に努めること。

八・九 (略)

第5 (略)